



令和3年度 保育所（園）の利用申込み受付を開始します

就学前の子ども保護者が、就労や病気等の理由で子どもの保育を必要とする（日中保育できる家族がいない）場合、次の保育所（園）の利用申込みができます。

大川保育所（町立）

保育時間

午前7時30分～午後6時30分
（～午後7時※）

備考

延長保育あり

中央保育所（町立）

保育時間

午前7時30分～午後6時

備考

一時預かりあり

ほういゅうじ保育園（私立）

保育時間

午前7時30分～午後6時30分
（～午後7時30分※）

備考

延長保育あり
一時預かりあり

※は延長保育終了時間

受付場所

子育て・健康推進課 子育て推進グループ

受付期間

1月6日（水）～1月29日（金）

※令和3年5月以降に入所を希望する場合は、利用を希望する月の前月10日までお申し込みください。

①②につきましては、受付場所にて配布します。

①教育・保育給付認定申請書（兼）施設等利用申込書

②保育の必要性を証明する書類（就労等証明書など）

③印鑑

※その他、状況に応じて追加書類の提出が必要な場合があります。

申し込みに必要なもの

◇申込みは先着順ではありません（受付期間終了後、調整となります）。

◇申込みおよび保育所（園）に関する情報の詳細は、町ホームページまたは受付場所にてお渡しするパンフレットをご覧ください。

◇認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用申込みは、各施設にて随時受け付けています。

詳細につきましては、希望する施設に直接お問い合わせください。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



あなたの出したごみ、残されていませんか？

町内のごみステーションでは、適切な分別がされずに排出されたごみや資源物が、回収されずに残されているケースが増えています。

分別がなされていないごみは収集業者が**不適正排出**と判断し、回収せず残していきます。朝、ステーションに出したごみ、ちゃんと回収されたか確認したことはありますか？ステーションを管理している地域の方が、回収されなかったゴミで大変迷惑しています。

また最近、自分のお住まいの地域以外の方がステーションに排出しているとの目撃情報が多く寄せられています。このような行為はステーションを管理している地域の方にとって大変な迷惑となります。絶対にやめてください。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。今一度、適切な分別ができているかご確認をお願いします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118